

# 尹湾漢墓簡牘の基礎的研究

——三・四号木牘の作成時期を中心として——

西川利文

[抄録]

尹湾漢墓簡牘の一号く六号木牘は、前漢末の地方行政の実態を記したものと注目される。中でも三・四号木牘は、県における地方行政を担った長吏の昇進経路を記したもので、漢代官僚制の性格を考える上で重要な史料だと考えられる。ただしこの二枚の木牘は、出土状態が悪いことによって、そのままでは十分にその記載内容を分析することができない。そこで前に、他の尹湾漢墓簡牘をも利用して、その内容の復元を試みた。本稿は、それに続いて、三・四号木牘をはじめとする当該地方行政関係木牘の作成年代を確定しようとする試みである。ここでは、まず三・四号

木牘からその手がかりを提示し、さらに「元延二年(前一二)日記」と題される竹簡群及び五号木牘を利用することになる。本稿及び前稿の分析結果によって、尹湾漢墓簡牘中の地方行政関係木牘は、前漢成帝末の元延二年前後の実態を反映しているものであることが明らかにされる。

キーワード 尹湾漢墓簡牘、三・四号木牘、長吏、墓主の功曹就任、前漢成帝期

## はじめに

一九九三年に発掘された尹湾漢墓群及びその六号墓を中心に出土した簡牘群に関する正式な報告書が、一九九七年九月に『尹湾漢墓簡

牘』<sup>①</sup>と題して出版された(以下『報告書』と略称)。この結果、前に公表された『文物』一九九六年八期掲載の积文(以下「积文選」と略称)<sup>②</sup>では不十分だった、簡牘の記載内容の全貌が明らかとなった。さて『報告書』によってはじめて内容が明らかになった簡牘のうち、

筆者が注目したのは三号・四号の編号を持つ二枚の木牘である。こゝには、東海郡管轄下の県・邑・侯国・塩官・鉄官に配属された中央派遣にかかる一四五名の長吏について、その現職ばかりではなく、出身郡県・前職・転任理由をも含めて記されている(但しそこには、後に述べるように空欄になっている箇所もある)。従ってこれを分析すれば、嚴耕望氏らによって追究されてきた県の長吏の任用経路についての新たな一面が判明するだろうし、さらに漢代官僚制に関する諸制度の特色の一端が明らかにできると考えられる。

このように尹湾漢墓簡牘三・四号木牘は、漢代官僚制を検討する上で重要な史料となると考えられるが、その出土状態が悪いことよって『報告書』積文でも判読できていない部分が目立つ。そこで筆者は、この二枚の木牘を有効に利用するため、前にそこに見える書式及び他の木牘の関連記事から、この二枚の木牘の記載内容の復元を試みた<sup>⑤</sup>。そこでは、以下のことを指摘した。第一に三・四号木牘は、まず県(邑を含む)・侯国・塩官・鉄官・侯家丞に区分し、さらにそれぞれの中を長官の官秩順に並べて各長吏に関する情報を記すという原則で記載されており、この原則は二号木牘及び五号木牘正面にも見られる漢代における文書整理の一形式だと考えられる。第二に三・四号木牘は、五号木牘正面(以下、五号木牘とのみ記す)と密接な関連性があり、しかも記載内容から五号木牘の方が後に作成されたと考えられる。そして第三に、以上のように相互に関連性が見られることから三・四号木牘も、他の地方行政関係の木牘と同様に、この木牘作成当時の地方行政の実態を反映したものだと考えられる<sup>⑥</sup>。

ところで、永始四年(前一三)の紀年を持つ六号木牘を除くと、一号(五号)の地方行政関係の木牘には年号が記されず、いつ作成されたか正確にはわからない。しかし三・四号木牘には、次に述べるようにその作成の上限を推測できる「山陽亡徒」に関する記事があり、従来から六号木牘の紀年と合わせて、その作成年代を永始四年ないしやや後と考えてきた<sup>⑦</sup>。しかし筆者は、三・四号木牘の復元過程で、もう少し厳密にその作成時期を推測する手がかりを得た。本来ならばこの点についても、復元作業の一環として述べる予定だったが、紙幅の関係でできなかった。そこで本稿において、三・四号木牘はもちろんのこと、密接な関連性を持つ五号木牘、及び尹湾漢墓簡牘のほとんどが埋葬されてきた六号墓の墓主に関する経歴の一部が判明する「元延二年(前一二)日記」と題される一連の竹簡群をも利用して、三・四号木牘の作成時期とその性格を検討することにした。この作業を行えば、他の地方行政関係の木牘の作成時期、及びほとんどの簡牘が埋葬されていた六号墓の墓主の埋葬時期も、おのずから限定されると考える。

なお尹湾漢墓簡牘のうち木牘については前回の復元作業と同様に、無用の混乱を避けるため、木牘自体に「集簿」の標題を持つ一号木牘なども含めて全て共通の木牘番号を用いることにする。また三・四号木牘と五号木牘については、前回の復元作業で用いた略号によって、表裏・段数・行数を表すことにしたい。積文については、原則として『報告書』のものを用いるが、三・四号木牘については復元作業の結果提示した『復元試案』<sup>⑧</sup>の内容によることにする。

### 一三・四号木牘の作成時期推測の前提

三・四号木牘がいつ作成されたのかについては、それを推測する手がかりがこの二枚の木牘の記載内容自体にいくつかある。

その第一は、現職への異動理由の項目に三例見出せる「山陽亡徒」(3A-17, 3A-3-15)なご「山陽賊」(3B-1-3)を「捕格」したという記事である。これは以前からいわれているように、永始三年(前二四)一二月に起こった山陽郡の鉄官徒・蘇令ら二八人の反乱『漢書』卷一〇成帝紀<sup>10</sup>に関連するものと考えられる。現在確認できる史料からは、これ以外に「山陽亡徒」に関連するような記事は見られないから、三・四号木牘に記される三名の長吏は、この反乱に加わった者を「捕格」したことによって東海郡の県長吏に昇進したものと推測したい<sup>11</sup>。

ところで、永始三年の蘇令らの反乱は翌年には鎮圧されたようだから『漢書』卷二七五行志上<sup>12</sup>、この三名の長吏の人事は早ければ、永始四年(前二三)中に行われると考えられる<sup>13</sup>。尹湾漢墓簡牘には「武庫永始四年兵器集簿」の標題を持つ六号木牘も存在するから、三・四号木牘もこの年に作成される必然性はある。しかし、これはあくまで上限であり、必ずしも永始四年に作成されたとは限らない<sup>14</sup>。例えば漢代の官僚に対する考課は基本的に三年に一度行われたとされるように、特別の事情がない限り少なくとも三年間は現職にとどまることになる。そうすると、永始四年から三年経た元延三年(前一〇)が一応の三・四号木牘作成の下限として求められる。但し官僚は、確実に三年に一度異動するとは限らず、同一部署に長期にとどまる可能性もあるから<sup>15</sup>、

その下限はさらに下がることもあり得る。しかし元延三年を一応の下限とすることは、あながち不当ではないと考える。

そこで次に、三・四号木牘の作成時期を推測できる第二の手がかりを提示しておこう。それは、この二枚の木牘に記される長吏の出身郡県にある。ここに記される郡県は、ほとんどが『漢書』卷二八地理志(以下、地理志と略称)で確認できるが、中に地理志の表記と一致しないものがある。この問題の郡県は、「広陵郡」(3A-112)・「定陶国」(3B-1-18, 4A-2-7)・「信都郡桃侯国」(3B-1-20)・「済南宮平侯国」(4A-2-13)の四つである<sup>17</sup>。まず広陵郡は地理志では広陵国とされ<sup>18</sup>、一方定陶国は地理志では済陰郡となっている。また信都郡桃侯国は、地理志では信都国で、桃が一般県となっている<sup>19</sup>。さらに宮平侯国は、地理志では済南郡に見えない。しかしこれらは、三・四号木牘の誤記ではないと考えられる。

地理志に見える郡・王国及び県・侯国の行政区分は、前漢末の平帝期頃のものだと考えられるが、『漢書』卷一四諸侯王表・同卷一五王子侯表・同卷一八外戚恩沢侯表などを見ると、前漢時代には、郡から王国、県から侯国、あるいはその逆の行政区分の変更が頻繁に行われ、必ずしも地理志の通りにはなっていない時期が多くある。従って、三・四号木牘の記載が地理志と一致しなくても不思議ではない。問題は、右の四つの状態になるのがいつかということである。これを確認すれば、おのずから三・四号木牘の作成時期を限定できると考える。そこで『漢書』諸侯王表などによって、これを確認しよう<sup>20</sup>。

まず広陵国は鴻嘉四年(前一七)から元延二年(前一)まで、また信

都国も陽朔二年(前二三)から建平二年(前五)まで、それぞれ王国ではなく郡だった。一方済陰郡は、河平四年(前五)から建平二年まで定陶国となっていた。<sup>(23)</sup> さらに営平侯国は、本始元年(前七三)から元延三年まで、趙充国の一族の食邑として済南郡に置かれていた。<sup>(24)</sup> 以上の四つの状態を全て充足する時期を確認すると、それは成帝の鴻嘉四年(前一七)から元延二年(前一)までとなる。すなわち、三・四号木牘がこの六年間に作成されと考えると、右の四つの表記は誤記ではなくなるのである。

この結果は、第一の手がかりをもとに推測した時期をほぼ包括し、しかも年代が全て裏付けられるから第一の手がかりより確度が高い。従って、たとえ第一の手がかりが不十分だとしても、三・四号木牘の作成時期が、成帝末期のこの六年間に入るとはほぼ確実である。すなわち三・四号木牘は、最も早い上限を鴻嘉四年、遅い上限を永始四年とし、下限を元延二年とする時期に、作成されたと考えられるのである。

それでは、この期間のうちどの時期に作成されたと考えるのが最も妥当なのだろうか。それは、一枚の木牘(一号墓出土)を除く全ての簡牘が埋葬されていた、六号墓の墓主の経歴を確認することで絞られると考える。

## 二 墓主の経歴

尹湾漢墓六号墓は男女合葬墓で、一群の簡牘は男性の足元に埋葬されていた。従ってこの簡牘群はその男性の墓主に関係することは間違

いなく、その名諱などの記載からこの男性の墓主は、姓名を師饒(字は君兄)といい、郡の属吏を勤めていたことが判明する。<sup>(25)</sup>

まず、墓主の経歴を名諱(木牘)で確認しよう。そこには「卒史」(一四号)、「功曹」(一五号〜一七号)、「功曹史」(二二号・二三号)、「主吏」(一八号・一九号)がある。ここに見える職名のうち功曹と功曹史とは同一だと考えられ、また「主吏、功曹也」(「史記」卷八高祖本紀の集解所引孟康注)とあることからすれば、主吏も功曹を指すと考えられる。従って、墓主は郡府において卒史と功曹を経験したことは間違いない。<sup>(26)</sup>

さて、墓主が名諱に見える功曹に就任した時期は、『報告書』によつてはじめて内容が明らかになった「元延二年(前一)日記」(以下「日記」と略称)と題される一連の竹簡(一〜七六)で確定できる。

この竹簡群は、仮の標題が示すように「元延二年」の紀年を持つ簡を含み、墓主のこの年における一年間(毎日)の行動記録だと考えられる。その書式は、まず一年を大小各六か月に分け、各簡をその月に対応するように六段に分割し、月を示す簡には大小それぞれに該当する月を記し、日付を示す簡には、冒頭にやや大きめの字で日付を表す「第一」〜「第九」及び「第十」「第廿」「第卅」の番号を付けた上で、各月のその日付に対応する干支を記している。このうち「第一」〜「第九」の簡は、上中下のどの旬日に当たるか直ちに判断できないが、そこに記された日付の干支から『報告書』のような復元になったのだろう。ここでは、一応『報告書』の復元に従っておく。<sup>(27)</sup>

問題の功曹就任の記事は、「日記」の簡番号六四の五段目に「訂著

功曹」とある。これが元延二年のいつに当たるか『報告書』の復元に基づいて確かめると、一〇月一九日になる。「日記」にはその他に簡番号二五の四段目に「戌夕署法曹」、また簡番号七二の四段目に「日謁署□曹書佐」という墓主の経歴に関する記事が見え、これを右と同様に日付を確認すると、前者は七月一日、後者は八月二十八日になる。この結果、元延二年において墓主は、七月から一〇月の三か月弱の間に法曹↓□曹書佐↓功曹と遷っていることになる。この三か月という短期間における頻繁な異動の理由はわからないが、墓主の異動過程で功曹への就任が最後にきていることは注目される。

功曹は、主簿とともに「郡之極位」(『後漢書』伝三五張酺伝注所引『漢官儀』)といわれるように、郡の属吏の中でも最終的に就任する職と考えられる。<sup>(21)</sup>しかも「日記」の記載を見ると、一二月まで「宿舎」など公務に従事した形跡があるから、翌年の元延三年(前一〇年)も功曹だったと考えてよからう。そうすると、前に見た墓主の名謁の地位がほとんど功曹となっていた理由も説明できるのではなからうか。すなわち墓主の師饒は、元延二年に功曹に就任してからは地位が変わることなく亡くなったのであり、それ故、埋葬された名謁のほとんどが功曹だったと考えられるのである。その卒年であるが、これは正確にはわからない。しかし以前からいわれているように、元延三年(前一〇年)五月のものと考えられる曆(一一号木牘)が埋葬されていたから、卒年はそれ以降ということになる。<sup>(22)</sup>これ以上その下限を知る手がかりはないが、墓主が功曹のままで亡くなったとすれば、その卒年は功曹就任後数年以内になるのではなからうか。

一方、法曹に就任する七月以前の元延二年における墓主の行動を「日記」で確認すると、ここにも正月から公務に従事していた形跡がある。従って、法曹就任以前から何らかの郡の属吏の地位あり、前年の元延元年からその地位にあったことは確実である。さらに元延元年の前年は、六号木牘が作成されたと考えられる永始四年に当たるから、その地位はわからないものの、永始四年から墓主が「日記」に見える以外の郡の属吏だったことは、ほぼ間違いないだろう。<sup>(23)</sup>以上のことから墓主は、少なくとも永始四年から元延三年まで郡の属吏を勤め、元延二年一〇月以降は功曹に在職し、その地位のまま亡くなったと考えられよう。

### 三三・四号木牘の作成時期及び性格

さて右に検討したように、名謁に功曹関連のものが多いたのは墓主が功曹の地位のまま亡くなったからだと思えば、その他の簡牘の多く、中でも永始四年の紀年を持つ六号木牘を除く地方行政関係の一号、五号木牘も、墓主の功曹在職中に作成されたと考えるのが妥当なのではなからうか。<sup>(24)</sup>そうすると三三・四号木牘の作成時期は、これまでに推測した期間の中でも下限に当たる元延二年(前一)と考えられよう。

しかし三三・四号木牘が墓主の功曹就任後に作成されたと考えられる場合、一つだけ不都合な史料がある。それは、『漢書』成帝紀の元延二年の条に「夏四月、広陵孝王子守を立てて王と為す」とあって、広陵の郡から王国への変更が墓主の功曹就任(一〇月)以前に行われていることである。これをどのように判断するか問題があるが、墓主が三三・四号

木牘を作成する際に基づいた情報<sup>35)</sup>が元延二年四月以前のものだったと考えれば、これが説明できよう。ここでは、三・四号木牘をはじめとする地方行政関係のほとんどの木牘は、三・四号木牘作成の下限と考えられる元延二年一〇月、すなわち墓主の功曹就任以降に作成されたと考えておきたい。

それでは三・四号木牘はどのような性格の文書なのだろうか。これについては、紙屋正和氏が「中央が任命した長吏の原任官職や遷任の理由を郡から中央に報告する必要があるのか」という疑問を提示して、この木牘が墓主の「個人的控え」だった可能性を指摘する（二四頁）<sup>36)</sup>。筆者も紙屋氏の指摘の通りだと考えるが、そもそも中央の派遣にかかると長吏全員の情報を報告する必要があるのかという疑問がある。さらにここには、前職及び現職への異動理由は記されているものの、現職への就任日や勤務状況が記されていない。例えばこれが長吏の考課に関連するものだとするれば、このような記載内容ではその目的を充足できないのではないか。筆者は、この木牘は考課とは関係がなく、二号木牘と同様の性格を持つものではないかと考える。

二号木牘は、郡府や都尉府の情報も含みつつも、管轄下の県の長吏及び属吏の構成を詳細に記している。以前にこれを一種のマニユアルだと考えたが、筆者は三・四号木牘が、これを補完するものだったのではないかと推測する。すなわち、二号木牘が県全体の情報、そして三・四号木牘がその中でも長吏に関する情報を記して、墓主が東海郡管轄下の県の実態を把握しようとしたと考えられるのである。ただこのように考えた場合、何故三・四号木牘が特に長吏についての情報を

記したのが問題となるが、それは、五号木牘のような長吏の動向を把握する必要から、東海郡管轄下全県の現任長吏の情報を収集したものと考えたい。そこで次に、三・四号木牘と五号木牘との関係を検討しよう。

#### 四 三・四号木牘と五号木牘との関係

##### (一) 両種木牘の作成間隔推測の前提

以上に述べたように、五号木牘の「缺(死・免)」の項目に三・四号木牘と一致する長吏名が見えることから、三・四号木牘の方が五号木牘よりも以前に作成されたことは確実である<sup>37)</sup>。従って、三・四号木牘が墓主が功曹に就任した元延二年一〇月以降に作成されたとするれば、五号木牘はそれより後に作成されたことは間違いない。ここでは、その作成間隔を考える手がかりを提示しておこう。

最初の手がかりは、両種木牘の作成時期に時間差があることの根拠となる、両種木牘間に三箇所見える長吏の姓名の不一致例である<sup>38)</sup>。これらはいずれも欠員状態を表す「死」あるいは「未[到]官」に限られており、両種木牘の作成時期にある程度の間隔を想定すれば矛盾なく解決できる。そこで、この三例を確認しておこう。

第一は、五号木牘の「死」の項目で「薛鐔」(𠄎𠄎𠄎)と記される鉄官丞が、三・四号木牘では「龔武」(𠄎𠄎𠄎)となっている例である。ここからは、三・四号木牘作成段階で龔武だった鉄官丞が、それ以降の人事異動によって薛鐔に交代し、薛鐔の死亡後に五号木牘が作成されたと考えられる。すなわち鉄官丞については、三・四号木牘作

成から五号木牘作成までの間に、少なくとも一度は人事異動が行われたことが推測できるのである。

第二は、五号木牘の「未到官」の項目に見える陰平(侯国)丞の「功禁」(5A46)と新陽(侯国)丞の「上官由」(5A48)の例である。この二例は、三・四号木牘ではそれぞれ「莊敵」(3B35)・「王相」(4A11)と記される。未到官とは人事異動の後に後任者が何らかの理由で着任していないことを意味するから、五号木牘が三・四号木牘よりも後に作成されたとすれば、この不一致は当然起こることである。そしてここから推測できるのは、三・四号木牘作成時の陰平侯国丞と新陽侯国丞が、その後の人事異動でそれぞれ成功禁と上官由に交替したにもかかわらず、五号木牘作成時にはその後任者が着任していないという事態である。そうするとこの二つの侯国丞についても、三・四号木牘作成と五号木牘作成の間に一度は人事異動があったことになる。ところで未到官が後任長吏の未着任であれば、五号木牘の「未到官」の項目に挙げられる長吏は三・四号木牘に見える長吏と全一致しないはずだが、実際はそうはなっていない。そこで、右に挙げた二例以外で五号木牘の「未到官」の項目に見える況其邑丞(5A43)・蘭旗(侯国)左尉(5A44)・蘭旗(侯国)右尉(5A45)・建郷(侯国)丞(5A47)を、三・四号木牘の該当する箇所(3A39、3B29、3B210、4A11)と対照すると、『報告書』掲載の写真では、その部分が明らかに空欄になっている。それ故、筆者が作成した《復元試案》でもそこを空欄にした。問題は、この空欄が何を意味するかである。まず考えられるのは、右のように五号木牘の「未到官」と三・四号

木牘の空欄が対応することから、三・四号木牘作成時点ですでに未到官になっていた者が、五号木牘作成時点でも同様の状態にあったということである。しかし、直ちにこのように判断するのは危険であろう。例えば五号木牘には、長吏の死亡あるいは免官による欠員を意味する「缺」の項目もある。これを考慮すれば、三・四号木牘作成時点で死亡あるいは免官によって欠員になっていた長吏が、その後の人事によって補充され、それが五号木牘作成時点で未到官になっていたとも考えられる。従って三・四号木牘の空欄は、その作成当時における未到官及び死亡・免官に伴う長吏の欠員を表すと考えるのが妥当だろう。このように考えれば、右の四つの長吏についても、人事異動が行われた可能性が出てくる。

さて今は五号木牘の「未到官」との関連で三・四号木牘の空欄を考えたが、実はそこに見える空欄は、五号木牘で「未到官」とされる長吏の箇所のみではないのである。写真でこれを確認すると、まず郷丞に該当すると考えられる部分(3A12)<sup>40</sup>、そして海西丞(3A11)・利成長(3A10)・武陽侯家丞(4A218)の部分も明らか空欄になっている<sup>41</sup>。しかしこれらは、いずれも五号木牘の「未到官」の項目には姓名が見えず、しかも郷丞(5A35)が「死」の項目、海西丞(5A11)が「輸錢都内」の項目というように、五号木牘の他の項目にその姓名が見える。従ってこの二つは、三・四号木牘作成後に欠員補充か未到官長吏の着任があったと考えられる。そうすると五号木牘に記されていない利成長及び武陽侯家丞も、これらと同様の事態を想定することも可能だろう。

以上によって三・四号木牘作成時から五号木牘作成時の間に起こったと考えられる状況を整理すれば、次のようになる。まず鉄官丞・陰平侯国丞・新陽侯国丞は人事異動に伴う長吏の交替があり、鉄官丞を除くと後任者が未到官になった。次に鄒丞・海西丞・利成長・武陽侯家丞・況其邑丞・蘭旗侯国左尉・蘭旗侯国右尉・建郷侯国丞は、以前から欠員（未到官を含む）の状態だった。そのうち鄒丞から武陽侯家丞までの四つの長吏には、欠員の補充または未到官長吏の着任があり、一方の況其邑丞から建郷侯国丞までの四つの長吏は、欠員の補充が行われながら後任長吏が着任しないか、あるいは長吏の未到官の状態が続いていたと考えられる。この結果からは、両木牘作成の時間の間隔がどれ程かは直ちには判明しないが、少なくとも一度の人事異動が行われるだけの時間差があり、さらに人事異動に伴って新たに赴任した鉄官丞が着任後に亡くなっているのだから、それがたとえ着任直後だとしても、ある程度の間隔を想定しなければならないだろう。ちなみに、前に見た永始三年の「山陽亡徒」を「捕格」したことによって昇進した長吏について知りたいが、五号木牘には彼らに関する情報は見えない。

ところで、三・四号木牘の空欄の長吏が五号木牘では未到官とされ、また三・四号木牘に姓名が見える長吏で五号木牘で「缺」の項目に入っているとすれば、例えば長吏の動向を中央へ報告する場合、五号木牘の情報のみで事足りるのではなからうか。しかも三・四号木牘には前にも述べたように、現職における動向は記されていない。やはり三・四号木牘は、長吏の考課とは直接関連せず、墓主が郡の功曹とし

て管轄下の長吏を把握し、それに各県から寄せられる長吏に関する情報を加えて五号木牘のような資料を作成するための基礎資料となったと考えたい。このように考えれば、三・四号木牘は郡府（ないし墓主の手元）にとどまる文書であり、一方の五号木牘は中央政府に報告される可能性がある。また三・四号木牘と五号木牘の間に少なくとも一度の人事異動が行われたことからすれば、五号木牘作成以前に同様の文書が作成された可能性が高い。

## （二）五号木牘の作成時期

さて五号木牘が郡府から中央政府へ報告されたとすれば、それは毎年の上計の際に長吏の考課の資料として送られたとも考えられる。そうするとこのような記録は、一年に一度作成されることになる。そして三・四号木牘作成から五号木牘作成の間に、五号木牘と同様の文書がさらに作成されたとすれば、三・四号木牘と五号木牘の作成間隔は、二年以上開くことになる。しかし両種木牘の長吏の一致からあまり大きな間隔は想定できない。そもそも五号木牘は、本当に上計に直接関係するものなのだろうか。

紙屋氏によると五号木牘は、ここに記される月日が七月から三月の間という季節的偏りがあり、特に「告」や「寧」といった通年的に見られる事項もこの間に集中するから、この木牘の記載は一年を通じたものではないという（三五―三六頁）。筆者もこの指摘を支持するが、これに付け加えれば、以前に検討したように五号木牘に記される月日は、発生順ではなく、各項目ごとに長吏の官秩順に記されていた<sup>43</sup>。このように発生した事柄を発生順ではなく別の順序で配列していること



自体、この木牘が長期にわたる継続した記録ではなく、一定期間の事柄を再構成してまとめたものだと見えるし、特にこの木牘の月日に年号が記されないことは、この木牘が複数年にわたる記録である可能性を排除するだろう。だとすれば、五号木牘はある年の七月から翌年の三月までの記録ということになり、九月末を年度末とする上計との関連性はほとんどなくなり、その結果あえて上計の際に作成されたと考えする必要もなくなる。<sup>46)</sup>

以上のように考えれば五号木牘の作成時期は、その日付の下限である三月五日の直後と見ることができ、月の途中で区切るのはやや不自然だから三月末でまとめたとすると、四月と考えるのが妥当だろう。そこで問題になるのは、この四月がどの年のものかであろう。結論からいえば、三・四号木牘が作成された(と推測される)翌年の元延三年ではあり得ない。何故なら前に触れたように、三・四号木牘で空欄になっていた海西丞に、五号木牘では周親便という人物が就官し「七月七日」に「錢を斉服官に輸」している(971)からである。三・四号木牘が元延二年一〇月以降に作成されたとすれば、この七月とは元延三年以降のものと考えなければならぬ。そうすると五号木牘の作成時期と考えられる四月は、元延四年(前九)以降となるのである。

この結果から三・四号木牘と五号木牘の作成間隔は、一年半という結果が出る。ただしその間隔は、もう少し短く見ることもできる。何故なら、今までは三・四号木牘の作成時期を元延二年一〇月と考えてきたが、これを右に示した七月七日以前、すなわち元延三年六月末に

まで下げることが可能だからである。このように考えれば、五号木牘作成までの間隔は九か月ということになる。すなわち、三・四号木牘の作成は元延二年一〇月から翌年六月までのいつか、一方の五号木牘は元延四年四月以降となるのである。このように考えれば前に推測した墓主の卒年に近付き、墓主が功曹のままで亡くなったという推測が現実味を帯びてくる。もっとも、両種木牘が墓主の功曹就任後に作成されたという前提が崩れれば、三・四号木牘の作成時期は前に検討したように、最大で鴻嘉四年(前一七)まで、少なくとも永始四年(前四)まで遡る可能性はある。しかし両種木牘の作成間隔は、最短で九か月、最長で一年半というのが妥当だと考える。

これを五号木牘に見える「缺」とされる欠員の項目を例にとって考えてみよう。ここでは、死亡七名と免官三名の合計一〇名が欠員状態となっている。五号木牘は九か月間の記録だから多少の前後はあるとしても、この一定期間に一〇名前後の欠員が恒常的に発生していたと考えられる。この一〇名という数字は一見多いように見えるが、東海郡所属の県の長吏全体(一四五名)からすれば七%弱に過ぎない。しかしいくら少ないといっても、五号木牘の記録期間を一期としてそれが数期続いたとすれば、のべ数十名の欠員が生ずることになる。その間に当然欠員の補充が行われるが、それがあまり繰り返されれば、三・四号木牘と五号木牘との間に見られる長吏の一致率の高さが崩れると考える。確かに前に見たように両種木牘作成の間には、一部の長吏について一度の人事異動が行われ、そのうちの一人は着任後に亡くなっているが、やはり両種木牘の作成間隔は最大でも一年半というのが最

も現実的だと考えるのである。

ところで、五号木牘は右に見たように七月から翌年の三月までの九か月間の記録だった。これは、季節でいえば秋から春に当たり、一見すっきりする。ところが紙屋氏のいうように、五号木牘のような記録が他にもあり、それと合わせて一年を通じたものになると考える（二六頁）と、残りの木牘は夏季三か月間のみの記録ということになる。

この点について紙屋氏は、五号木牘の記載には時間的のみならず地域的な偏りもあるとして（二七頁）、他の木牘が三か月間のみの記録だったとは考えていないようである。しかし五号木牘には、二号木牘に記される塩官・鉄官を含む四三の県のうち三三の県名を見出すことができ、紙屋氏のいうような地域的な偏りは、筆者には見出せない。このように地域的偏りが見られないとすれば、紙屋氏がその例として挙げた胸邑及び況其邑のみに見える「上邑計」（同右）が、本当に一般県の上計と同様に考えられるかとの疑問も湧く。以前にも指摘したように、何故邑のみに上計に関連するような「上邑計」の記事が見えて一般の県には見えないのかを、まず検討する必要があるのではないだろうか。いずれにしても五号木牘は、七月から始まる九か月間の記録で、九月末を区切りとする上計と直接関連するとは考えられない。従って、五号木牘のような記録が他に存在したとしても、それと五号木牘とを合わせて一年間の記録となったと見る必要もない。恐らくこの木牘の九か月という記録期間は、任意に設定したもののだろう。もっとも、紙屋氏が推測するように前漢末の上計年度が七月から翌年の六月までだとすれば（四三頁）、上計との関連性も考えられるが、その際には右

に述べたように残りの記録が何故三か月のみなのかを検討しなければならぬだろう。

ただし上計に直接関連しないといっても、五号木牘は一定期間における長吏の動向を記したのだから、長吏の考課に関連することは間違いないだろう。従ってこの木牘は、中央へ送る長吏の考課に関する文書を作成するための前提作業としての記録だといえよう。その意味では、紙屋氏がこの木牘を「集計作業の一過程をしめす下書きとみるべき」（二七頁）とすることは妥当だと考える。

以上かなり煩雑な検討を行ったが筆者は、密接な関係にある三・四号木牘及び五号木牘はいずれも、墓主が功曹就任後にその職掌の関連で作成したものと考える。この両種木牘の關係及び性格をまとめれば次のようになる。第一に、三・四号木牘は、二号木牘と同様に基礎資料として管轄下の全県の情報をまとめたものであり、特に長吏について記したのは五号木牘のような文書を作成する前提作業としての意味を持つ。第二に、五号木牘は上計に直接関係するものではないが、中央に送る長吏の考課に関する資料作成のための前提作業として作成されたものと考えられる。第三に、三・四号木牘は墓主の功曹就任後の元延二年一〇月から翌元延三年六月の間に、そして五号木牘は元延四年四月以降に作成された可能性が高い。これに付け加えれば、一号木牘及び二号木牘も、これに近い時期に作成されたと考えられよう。

### おわりに——今後の展望を兼ねて——

最後に注意しておきたいのは、三・四号木牘が二号木牘と同様の性

格を持つといっても、五号木牘に見られるように長吏の交替がかなりの頻度で行われているから、三・四号木牘の方も絶えず更新される可能性があるということである。従って、墓主の功曹在職中にも三・四号木牘のような文書がさらに作成された可能性もある。しかし現実には三・四号木牘しか埋葬されていない。これは、墓主がこの木牘を作成したのみで亡くなったのか、あるいは生存中の記念としてこの木牘のみを埋葬したのか、なお検討の余地がある。いずれにしても三・四号木牘は、その作成時期と考えられる元延二年前後における東海郡所屬の県の長吏の実態を示しているといえよう。そしてそこには、県の長吏の昇進過程に関する様々な情報が盛り込まれているから、これを分析すれば、少なくとも前漢末の成帝期における長吏の昇進過程の一端が明らかとなるともいえよう。

さて本稿では、三・四号木牘から読み取れる歴史的事象についての分析はほとんど行わなかった。そこで最後に今後の分析の前提として、この二枚の木牘から読み取れる事象について簡単に触れ、あわせて展望も示しておこう。

まず第一は、この木牘に見える長吏の出身郡県が東海郡近隣の郡県にかなりの割合で集中していることである。この点はすでに陳勇氏によって報告されているが、筆者が調べた限りでも、例えば山陽郡が二〇名、沛郡が一八名と特に目立ち、しかも汝南郡汝陰が六名、沛郡相県と魯国魯県が各五名というように、複数の同一郡県出身者が東海郡の長吏に就任している例が多く見られる。<sup>50</sup>この事象は当然、前漢後半期における他の郡国の県の長吏任用にも当てはまると予想されるが、

嚴耕望・浜口重国・紙屋正和の各氏が行った県の長吏の任用に関する研究を踏まえ、この点の議論を深めていく必要がある。

第二に、この木牘に見られる長吏は、前職が中央・地方を問わずその属吏だった者が多く、大庭脩氏や佐藤達郎氏が指摘するような功次による昇進の例が目立つ。<sup>52</sup>ただそこに見える例は、「以功次遷」というものよりも「以功遷」とする例が圧倒的に多く、これが一つの定型句となっている。さらに、同じ属吏出身者の場合でも「以廉遷」とされる場合があり、この「功」と「廉」とでどのような違いがあるのか、また任用形態の「遷」と「除」でどのような差異があるのか。察挙を経ずに属吏から長吏に昇進する者の経路について、この木牘に見える情報に基づいてさらに検討すべきだと考える。<sup>53</sup>

第三に、功次による昇進の例が多いのとは対照的に察挙による就官の例は、秀才三名、方正二名、孝廉一名と非常に少ない。しかしこれは、察挙制度が官僚への主要経路となっていなかったことを意味するのではない。秀才(茂才)や方正は不定期の制科であって直接県の長吏に就官する可能性はあるが、常科の孝廉科は基本的に一旦郎官に就官してから他の官に転出する。<sup>54</sup>とすれば、この木牘に見える郎官出身者は孝廉科によって就官した可能性がある。<sup>55</sup>属吏から功次によって長吏に昇進する場合と、察挙によって他の官に就官してから長吏に異動する場合と、両者がどのような関係にあるのか。第一の長吏の任用の問題とも絡んで、三・四号木牘は様々な情報を与えてくれるものと考え

最後に、この木牘で筆者が最も注目したいのは、長吏の前職に見える

る「文学卒史」である。これは郡の教育関係の属吏だと考えられるが、これについてはいずれも「〇〇大守文学卒史」として、その前に郡名が記され、しかもその郡名が一例を除いて、これを前職に持つ長史の出身郡県と異なるのである。その他の郡の属吏が「大守卒史」などとして郡名を記さないことからすれば、これは例外に属する。筆者は、この文学卒史への任用については、中央政府が何らかの形で関与したと考える。この点については、ここではこれ以上触れず稿を改めて検討することにした<sup>(56)</sup>。

以上、筆者が三・四号木牘の記載内容を整理していきついでに気が付いた点であるが、これらの点を明らかにするためには、さらにこの木牘の記載内容を整理して再構成しなければならぬ。本稿は、それを行うに際して三・四号木牘を有効に利用するために、その作成時期を確定しようとしたものである<sup>(57)</sup>。

## 注

- (1) 連雲港市博物館・東海県博物館・中国社会科学院簡帛研究中心・中国文物研究所編、中華書局。
- (2) 連雲港市博物館(滕昭宗執筆)「尹湾漢墓簡牘積文選」。なお『文物』同号には、連雲港市博物館(紀達凱・劉勁松執筆)「江蘇東海県尹湾漢墓発掘簡報」(以下「発掘簡報」と略称)、滕昭宗「尹湾漢墓簡牘概述」(以下「概述」と略称)も掲載される。
- (3) 長史の範疇については『漢書』巻一九百官公卿表上の県に関する記載を参照。なお以下においては、特に区別する必要のない限り、塩官・鉄官も含めて全て県とする。
- (4) 嚴耕望『中国地方行政制度史』上篇「秦漢地方行政制度」(中央研

究院歴史語言研究所、一九六一年)第一章「任遷途徑」及び第一章「籍貫限制」参照。

(5) 拙稿「尹湾漢墓簡牘三・四号木牘について——その復元を中心として——」(『瀟陵史学』二四、一九九八年)。以下、本稿では「復元」と略称。

(6) 一号・二号・五号木牘の評価については、拙稿「漢代における郡県の構造について——尹湾漢墓簡牘を手がかりとして——」(『文学部論集』(佛教大学文学部)八一、一九九七年)、及び同「尹湾漢墓簡牘の史料価値について」(『中国出土資料研究会会報』六、一九九七年)を参照。以下、本稿では前者を「郡県の構造」と略称。

(7) 注(2)「概述」参照。

(8) 注(5)拙稿「復元」六九〜七五頁参照。

(9) 注(2)「概述」参照。

(10) 『漢書』成帝紀「(永始三年)十二月、山陽鉄官徒蘇令等二百二十八人、攻殺長史、盜庫兵、自称將軍、經歴郡国十九、殺東郡太守・汝南都尉。遣丞相長史・御史中丞、持節督趣逐捕。汝南太守嚴訢捕斬令等。遷訢為大司農、賜黄金百斤」。

(11) この三名の出身郡県は山陽郡とは異なる沛郡(一名・南陽郡)二名であり、しかも彼らは地元の属吏(州從事史・亭長)だった。ただ右に掲げた『漢書』成帝紀の記事によると、蘇令らの反乱は一九の郡国に及んでいるから、隣郡の沛郡はもちろんのこと、都尉が殺された汝南郡の隣郡に当たる南陽郡にも当然及んだことだろう。

(12) 『漢書』五行志「尉氏樊並等謀反、殺陳留太守嚴普、自称將軍、山陽亡徒蘇令等克与数百人、盜庫庫兵、經歴郡国四十餘、皆隸年乃伏誅。なお、同様の記事は『漢書』巻二六天文志にも記されるが、ここではいつ鎮圧されたかが不明確である。

(13) 例えば、この乱を鎮圧した汝南太守嚴訢(注(10)参照)は、『漢書』百官公卿表下によれば、永始四年に大司農に遷っている。

(14) 注(2)「概述」は前述のように、この作成年代を永始四年あるいはやや後とするが、本稿は、永始四年をあくまで作成の上限と考え、

実際の作成年代は墓主の功曹就任後だと考える(後述)。

(15) この点については、鎌田重雄「郡国の上計」(同『秦漢政治制度の研究』)所収、日本学術振興会、一九六二年。一九四三(四四年初出)を参照。

(16) 三・四号木牘に見える長史の中にも、長期に同一県の長史にとどまっていると考えられる例がある。それは「博陽令」から郷令となった姓名未詳の者(34-1)と、「承郷侯行人」から新陽侯家丞に昇進した匡己(44-2-1)の例である。まず博陽は、『漢書』巻一八外戚恩沢侯表によると、鴻嘉元年(前一〇)に一般の県から侯国に変更されている。また承は、『漢書』巻一五王子侯表下によると鴻嘉二年(前一九)に侯国から一般の県に変更されている。いま仮に三・四号木牘が永始四年(前一三)に作成されたと考えたと、博陽令から郷令となった者は少なくとも七年前、また匡己も六年以上前に、それぞれ現職に就任したことになる。ちなみに、匡己の出身県は東海郡の承であり、長史の本籍地回避制に抵触する例としても注目される。

なお、上記の県・侯国の変遷については、廖伯源「尹湾漢墓簡牘・東海郡下轄長吏名籍」積證選一(『中国上古秦漢学会通訊』四、一九九八年)に指摘があり、承については、周振鶴「西漢地方行政制度の典型実例——誦尹湾六号漢墓出土木牘」(『学術月刊』一九九七年五期)にも指摘されている。また全体的な郡・王国、県・侯国の変遷については、次の注(17)に掲げる諸研究を参照。

(17) 以下の郡・王国、県・侯国の変遷については、王恢『漢王国与侯国之演变』(国立編訳館中華叢書編審委員会(台湾)、一九八四年)、周振鶴『西漢政区地理』(人民出版社、一九八七年)、柳春藩『秦漢封国食邑賜爵制』(遼寧人民出版社、一九八四年)を参照。中でも王恢氏の著書が参考になった。

(18) ちなみに、34-12では「広陵郡全椒」となっているが、地理志によると全椒は九江郡所属の県であり、全椒が広陵国(郡)に所属したという記録は現存の史料からは確認できない。そこで、この木牘の作成者の誤記の可能性もあるが、九江郡と広陵国(郡)が隣接して

いる(譚其鏞主編『中国歴史地図集』二「秦・西漢・東漢時期」地図出版社、一九八二年、参照)ことから、一時的に全椒が広陵国(郡)に所属していた可能性もある。ここでは、誤記ではなく実態を記しているものと考えておきたい。

(19) 桃については、『漢書』巻一五王子侯表下に「桃煬侯良」の名が見え、彼は広川繆王の子たることによって元帝の初元元年(前四八)三月に封ぜられ、孫の時代まで桃侯国が続いたことが記されている。注(17)王恢前掲書は、地理志が「侯国」の注記を落しているとする(三二〇頁)。なお王子侯表では、桃侯国の所属が「鉅鹿」とされるが、これは「信都」の誤りである(王恢前掲書、同右頁参照)。

(20) 地理志の行政区分の表記がどの時期のものかについては、議論の分かれるところであり具体的な考証が必要だろうが、ここでは一応地理志下の「訖於孝平、凡郡国一百三、県邑千三百一十四、道三十二、侯国二百四十一」とあることによる。いずれにしても、三・四号木牘が作成された時期のものでないことだけは確実である。

(21) 『漢書』諸侯王表・広陵厲王胥の条に「建始二年、哀王護嗣、十五年(鴻嘉四年)薨、亡後」及び「元延二年、靖王守以孝王子紹封、十七年薨」とあるように、鴻嘉四年に一旦広陵国が廃され、元延二年に復活している。

(22) 『漢書』諸侯王表・中山孝王興の条に「建始二年六月乙亥、立為信都王、十五年、陽朔二年、徙中山、凡三十年薨」、また同表・楚孝王翳の条に「綏和元年、十一月壬子、王景以孝王孫立為定陶王、奉恭王後、三年、建平二年、徙信都、十三年、王莽篡位、貶為公、明年廢」とあるように、信都国は、陽朔二年に王の転封によって廃された後、建平二年に定陶王の転封によって復活する。

(23) 『漢書』諸侯王表・定陶共王康の条に「永光三年三月、立為濟陽王、八年、徙山陽、八年、河平四年四月、徙定陶、凡十九年薨」及び「陽朔三年、王欣嗣、十四年、綏和元年、為皇太子」とあるように、河平四年に山陽王の転封によって定陶国となった後、注(22)に掲げた楚孝王翳の孫の景が信都国に転封される建平二年まで存続する。

(24) 『漢書』外戚恩沢侯表・營平壯侯趙充国の条に「趙充国本始元年八月辛未封、二十二年薨。甘露三年、質侯弘嗣、二十二年薨。建始四年、考侯欽嗣、七年薨。陽朔三年、侯岑嗣、十二年、元延三年、坐父欽詐以長安女子王君俠子為嗣、免」と一連の記事があり、その所属は「濟南」とされる。また『漢書』卷六十九本伝にも同様の記載が見られ、国除の経緯がやや詳しく記された上で「元始中、修功臣後、復封充国曾孫伋為營平侯」とあって平帝期に復活している。

(25) 詳細については、注(2)「発掘簡報」及び「報告書」所載「尹湾漢墓発掘報告」を参照。

(26) ただし二号木牘には郡の属吏として功曹が見えないから、卒史と功曹とが全く別だったかについては、若干の不安が残る。

なおこの点については、本稿執筆後に出た仲山茂「漢代の掾史」『史林』八一四、一九九八年)に注目すべき指摘がある。

(27) この七六本の竹簡群は綴合の結果、紀年簡一本を含めて五六本に還元でき、さらにそこに配列できない零簡(二本)がある。ただ本来は日付の簡だけでも五九本あったはずで、『報告書』積文でも六日分が抜けている。積文は、日付の簡に記される干支に基づいて復元したと思われる、その限りでは問題ないようである。

(28) このうち前二者については『報告書』所載「尹湾漢墓発掘報告」(一六六頁)も触れるが、最後の「□曹書佐」については触れない。しかしこれも墓主の経歴に関するものだと考えられる。

(29) ただし『報告書』積文が大月と小月を取り違えて復元しているとするれば、法曹への就任が八月、□曹書佐が七月、功曹が九月になる可能性がある。いずれにしても、ここでの功曹就任は最後にくるようになる。

(30) 属吏の異動を示すかどうかについて評価が分かれるが、『隸釈』卷四所収の「青衣尉趙孟麟羊宝道碑」に「青衣尉趙君、故治所書佐・郡督郵、随牒除到官、六日、郡召守蜀铁官長、積四月、治状辨明、徙守成都、今復還婦尉官」とあって、かなり煩繁な異動もあり得た。この碑文の解釈については、浜口重国「漢碑に見えたる守令・守

長・守丞・守尉等の官に就いて」(同『秦漢隋唐史の研究』下巻所収、東京大学出版会、一九六六年。一九四三年初出、大庭脩「漢の官吏の兼任」(同『秦漢法制史の研究』所収、創文社、一九八二年。一九五七年初出、及び佐藤達郎「尚書の銓衡の成立——漢代における「選挙」の再検討——」『史林』七八四、一九九五年)を参照。

(31) この点については、注(4)嚴耕望前掲書、第二章「郡府組織」(一七—一八頁)を参照。

(32) 一号木牘が記す内容の年代確定については、注(2)「概述」及び「報告書」前言)を参照。また『報告書』所載「尹湾漢墓発掘報告」は、この一号木牘などから六号墓の埋葬年代の上限を元延三年とする(一六六頁)。

(33) 六号木牘が郡府の兵器器のことを記しているから、その地位は軍事関係の属吏の可能性がある。そこで注(31)嚴耕望「郡府組織」(一三五頁)によって軍事関係の郡の属吏とされるものを挙げれば、兵曹・兵馬掾・監軍掾・尉曹などがある。

(34) このように考えれば、永始四年の紀年を持つ六号木牘は、墓主の作成したものではなく、功曹就任後に郡府に残っていたものを入手し、例えば六号木牘と同様の文書を作成する際の参考にしたものであって、それが埋葬されたとも考えられる。

(35) このような情報としては例えば、居延漢簡に見える「遷補牒」や、官吏個人の諸資格が記される「官簿」の類が考えられよう。「遷補牒」については、大庭脩「建武五年遷補牒」と功勞文書」(同『漢簡研究』所収、同朋舎出版、一九九二年)などを参照。また「官簿」については、注(30)佐藤前掲論文、及び同「漢代察举制度の位置——特に考課との関連で——」『史林』七九六、一九九六年)を参照。

(36) 紙屋正和「尹湾漢墓簡牘と上計・考課制度」(『福岡大学人文論叢』二九一—一九九七年)参照。以下、この紙屋論文を参照する場合、その該当頁数で表示する。

(37) 注(6)拙稿「郡県の構造」一四頁参照。なお拙稿「郡県の構造」

では二号木牘を上計との関連で考えたが、注(5)拙稿「復元」の注(18)でも触れたように、現在では上計との関連をあまり強調すべきではないと考えている。本稿ではこの認識に立って次に本文で述べられるように、二号木牘も三・四号木牘と同様に基本的に上計とは関係なく、墓主の功曹としての職務上、管轄下の全県の情報をまとめたものだと考えておく。

(38) 注(5)拙稿「復元」六五頁参照。

(39) 具体的には、注(5)拙稿「復元」に掲げた五号木牘の釈文(六一～六四頁)で、略号の下に×を付けたものである。

(40) 注(5)拙稿「復元」六六頁参照。

(41) その他、開陽長(347-10)・平曲侯国相(339-1)・良成侯家丞(472)など文字が見えない箇所があるが、これらは木牘の左右両端に当たり、長吏に関する記載だけでなく県名も消えて判読できないので、本来そこが空欄となっていたか判断できない。また蘭陵右尉に当たると考えられる箇所(372)のように、写真を見てもほとんど文字が読み取れないものがあるが、長吏の姓名などの記載に当たると箇所若干でも筆跡らしきものが見える場合は、そこに長吏に関する記載が記されているものと考えた。

(42) 上計の基本的事項に関しては、注(15)鎌田前掲論文、及び注(4)嚴耕望前掲書、第八章「上計」を参照。

(43) 注(5)拙稿「復元」六四頁参照。

(44) 例えば『統漢書』百官志五・郡国の条の劉昭注に引く盧植『礼注』に「計断九月、因秦以十月為正故」とある。

(45) 注(6)拙稿「郡県の構造」では、長吏の考課に関連する五号木牘が、そのまま上計の際に中央に送られると考えた(「郡県の構造」の注(19)参照)が、本稿のようにそれは、上計に関連するとしても、上計簿作成の前提作業と考えた方がよさそうである。ここで訂正したい。なお、この点については注(5)拙稿「復元」の注(22)も参照。

(46) ただし本文で述べたように、広陵の郡から王国への変更が元延二年四月に行われているから、三・四号木牘の作成時期を墓主の功曹

就任後と考えた場合、あまり下げて考えることはできない。恐らくここで述べた元延三年六月はほとんどあり得ないだろう。しかしながら、墓主の功曹就任以前に、この木牘が作成されたとすれば、ある年の六月にまで下げて考えることができる。そこで、三・四号木牘と五号木牘の作成間隔の最長時間の指標として六月を出した。

(47) 拙稿「復元」の注(10)参照。

(48) 本稿では一応このように考えたが、五号木牘に見える月日の数字のうち、『釈文選』や『報告書』の釈文で「七」と釈読されている部分を「十」と読み替えれば、五号木牘の記録期間の評価が違ったものになると考える。周知のように、簡牘などに記される「七」と「十」は見分けにくい場合が多く、五号木牘の数字も「七」か「十」か、筆者には判断できない。そこでこの「七」と釈読される文字を「十」だと考えれば、この木牘に記される日付の上限は八月一九日となり、ある程度合理的に説明できると考える。

ここでは詳しくは述べられないが、まず五号木牘の下限が三月で区切られるのは、『統漢書』百官志五に見られる「春行」と関係がありそうである。一方、八月が上限となるのは、やはり同右百官志五に見える案比・都試・刺史による郡国巡行と関連するとも考えられる。なお八月に関する情報は「告」「寧」といったいわば不測の事態であり、その報告が期限内に遅れたとすれば、九月以降の記録にずれ込むこともあり得る。とすれば五号木牘は、ある年の九月から翌年の三月の記録と考えることもできるのである。これは上計の年度でいえばほぼ上半期(七か月)に当たり、五号木牘と同様の記録が他に存在して、それが下半期(五か月)を記していたとすれば、上計とある程度の整合性をもって理解できる。

しかしこれをいうためには、九月から一定期間を記録したものが存在しなければならぬが、新旧の居延漢簡を見ても、その例が見つからなかった。そこで、右に示した解釈を躊躇しなければならなかった。

(49) 陳勇(西川利文訳)「尹湾漢墓簡牘研究」(『日本秦漢史研究会会報』

一六、一九九八年)参照。なお詳細は、一九九七年一月一〇日に明治大学で行われた第九回日本秦漢史研究会大会における陳勇氏の報告でなされた。

(50) 三・四号木牘には、一例ではあるが東海郡出身の長吏の例(52)が見られる。この点については、注(16)参照。

(51) 注(4)嚴耕望前掲書、第一〇章「任遷途徑」及び第一章「籍貫限制」、浜口重国「漢代に於ける地方官の任用と本籍地との関係」(注(30)浜口前掲書、下巻所収。一九四二年初出)、紙屋正和「前漢時代における県の長吏の任用形態の変遷について」(『福岡大学人文論叢』一八一、一九八六年)参照。

(52) 大庭脩「漢代における功次による昇進」(注(30)大庭前掲書所収。一九五三年初出)、及び注(30)(35)の佐藤前掲論文、同「漢代官吏の考課と昇進——功次による昇進を中心として——」(『古代文化』四八九、一九九六年)参照。

(53) 最近、三・四号木牘を使ったこの点の研究として、注(16)廖伯源前掲論文、及び同「漢代仕進制度新考(簡編)」(『尹湾漢墓簡牘』研究之三(上・下)。(『大陸雜誌』九六・四・五、一九九八年)が出ている。

(54) 察舉制度の概要については、福井重雅「漢代官吏登用制度の研究」(創文社、一九八八年)を参照。

(55) 三・四号木牘に見える郎官(侍郎・郎中・郎中騎)出身者は全部で一〇名である(「貶秩郎中」とされる者一名を含む)。

(56) 敢えていえば、この「文学卒史」は博士弟子制度(射策科)または明経科との関連で検討すべきだと考える。なお、注(16)(53)に掲げた廖伯源氏の前掲二論文でも文学卒史について言及しているが、ここで提示した観点とは異なる。

ところで佐藤達郎氏は、注(35)に掲げた「漢代察舉制度の位置」で、拙稿「漢代明経考」(『東洋史研究』五四・四、一九九六年)における明経科の問題について、「以明経為郡文学」(『漢書』卷七七諸葛豊伝)と「建武初、挙明経、補弘農文学」(『後漢書』伝六九儒林伝下

張玄伝)の場合でどのような差異があるのかと疑問を呈する(六〇頁)。筆者は決して「以」と「挙」の違いのみにこだわっているのではなく、少なくとも張玄は河内郡出身であって弘農郡出身ではないことも視野に入れている。すなわち張玄の例は、三・四号木牘に見える「文学卒史」と同様の任用方法によって、出身郡とは異なる「弘農文学」に任用されたと考えるのである。その任用方法とは、制科としての明経科だと考える。詳細は、次稿で述べることしたい。

(57) 本稿執筆後、尹湾漢墓簡牘についての体系的な研究として、廖伯源「簡牘与制度——尹湾漢墓簡牘官文书考証」(天津出版社、一九九八年)が出版された。ここには、前に掲げた以外の論文も掲載されているが、本稿では利用できなかった。

付記 本稿は、平成九・一〇年度文部省科学研究費助成金奨励研究(A)に基づく研究成果の一部である。

一九九八年一月一日受理

(にしかわ としふみ 史学科)